

家畜の伝染病の 侵入防止への 協力をお願い



今、世界では**アフリカ豚熱**と**口蹄疫**という家畜の伝染病のまん延が大きな問題となっています。これらは、**肉製品や衣服、靴などを介して感染拡大**します。これらが日本に侵入すれば、**畜産物の安定供給に深刻な悪影響**を与えるおそれがあります。国内への侵入を防ぐため、皆様の協力が必要です。

01 アフリカ豚熱、口蹄疫とは

アフリカ豚熱 (ASF)



特性

- 致死率はほぼ100%（甚急性型、急性型の場合）
- ウイルスは長期間にわたって環境中に生存（冷凍なら**1,000日**以上も）
 - pH4~11でも、血液や糞便中でも、豚肉や加工品（塩漬ハム等）の中でも生存できる

予防・治療

有効な治療法や予防法はない、ワクチンはない

損害

中華人民共和国で死亡・殺処分により飼養頭数が4割減り、豚肉価格が2倍以上に（2019年の事例）

口蹄疫 (FMD)



特性

- 口や蹄にできた水疱が痛くてエサを食べなくなり、産業動物としての価値が著しく低下
- ウイルスの感染力が極めて強い
 - 空気感染する（風に乗って**60km**以上離れた農場に移った例も）
 - 豚1頭が1日に排出するウイルス量は牛を最大**1,000万頭**感染させる量に相当

予防・治療

有効な治療法はない、ワクチンはあるが感染自体は防げない

損害

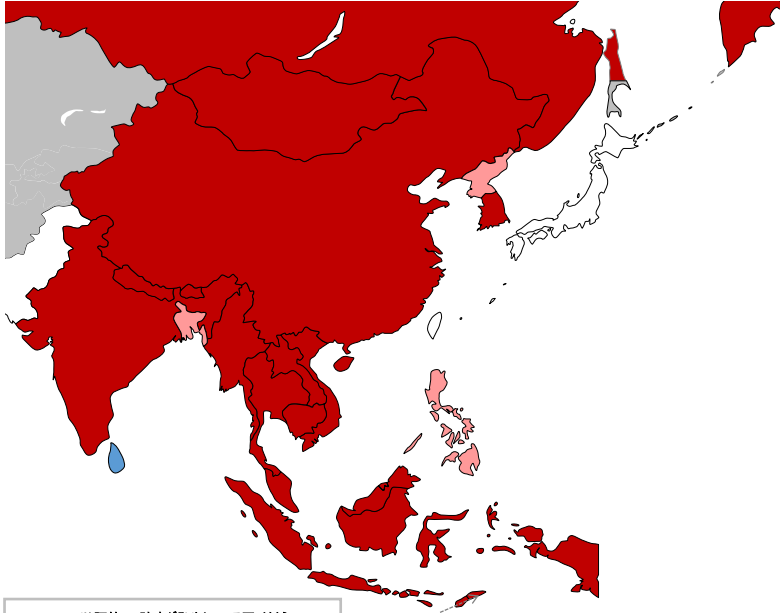
過去に国内で30万頭の牛・豚を殺処分し、2,350億円の被害（2010年の発生に関する宮崎県の試算、関連産業含む）

※ いずれの病気も**人への感染の心配はない**注

注：海外では口蹄疫ウイルスに極めて濃厚に接して感染した事例がごくまれに報告されるが、通常の生活の中で人に感染することはない。万が一感染した場合は軽い発熱や口内炎になる程度で速やかに回復し、死亡例はない。

02 アジアでの発生状況

- アフリカ豚熱は、2018年に中国に侵入後、**アジア各国に拡大**。
 - 口蹄疫は、**多くの国で継続的に発生**。
 - **いずれの病気も発生していないのは日本や台湾などごく限られた国・地域※。**
- ※ 日本や台湾では過去に口蹄疫が発生したことがあるが、その後清浄化している。



■ : アフリカ豚熱・口蹄疫が発生している国・地域
 ■ : アフリカ豚熱のみ発生している国・地域
 ■ : 口蹄疫のみ発生している国・地域
 □ : いずれも発生していない国・地域

2024年1月10日時点
 出典：WOAH、各国のウェブサイト等
 注1：本資料における「発生」はWOAHに報告されたもの
 注2：初発生年はWOAHに発生が報告された年
 注3：口蹄疫発生国・地域は2021年以降で、括弧内は発生数

アフリカ豚熱の初発生年

国・地域名	初発生年
中国	2018年
香港、モンゴル、北朝鮮、韓国、ベトナム ラオス、カンボジア、フィリピン、ミャンマー インドネシア、東ティモール	2019年
インド	2020年
マレーシア、タイ、ブータン	2021年
ネパール	2022年
シンガポール、バングラデシュ	2023年

口蹄疫発生国・地域

国・地域名	発生年
中国(2)、ロシア(1)、ベトナム(28) カンボジア(41)、マレーシア(21)、タイ(47) インド(105)、ブータン(24)、ネパール(40) モンゴル(102)、スリランカ(36)	2021年
中国(1)、カンボジア(24)、タイ(108) マレーシア(28)、インドネシア(不明) インド(103)、ブータン(3)、ネパール(66) モンゴル(3)、スリランカ(57)	2022年
中国(4)、韓国(11)、ネパール(15) カンボジア(3)、マレーシア(7) インドネシア(不明)	2023年

注：検査体制や、まん延により報告が十分でない場合やワクチンにより発生が見えにくく汚染状況と発生数が一致していない場合がある。

03 侵入を防ぐためにできること

1 海外から肉の入った食品を持ち込まない

- 感染した肉を**動物が食べる**と感染
- 不法持込された肉製品から**生きたアフリカ豚熱ウイルス**を発見

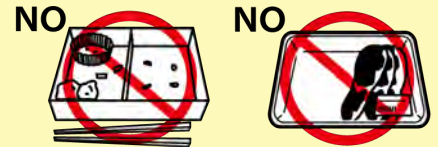
持込禁止



2 野外に肉の入った食品を捨てない

- ハイキングのお弁当やバーベキューの**食べ残し、ごみ**からも感染
- アフリカ豚熱に感染した肉の入っていた**トレーをイノシシが舐めた**だけで感染
- 海外では**野生イノシシ**でアフリカ豚熱がまん延し、根絶が困難に

野外放置禁止



3 帰国後1週間は動物に近づかない

- **服や靴**についたウイルスを介しても感染



海外からの旅行者の皆様へ

アフリカ豚熱ウイルスの侵入防止にご協力をお願いします。



1

肉を含む食品は、
野外で絶対に捨てないでください！

2

靴の土は落としてから外出しましょう。



3

家畜がいる施設に
近寄らないようにしましょう。



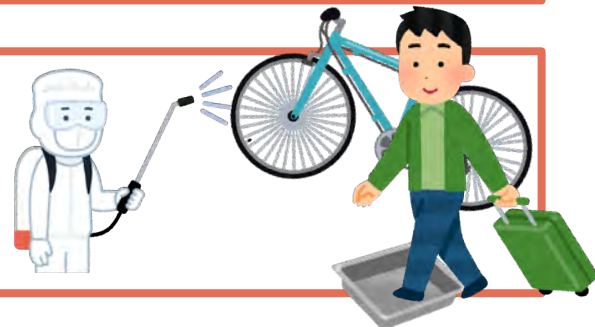
4

野生イノシシや罿・柵がある地点に
近寄らないようにしましょう。



5

消毒ポイントでは
指示に従ってください。



農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/consumer.html>



일본으로 입국하시는 여러분께!

아프리카돼지열병 바이러스 유입방지



1

고기를 포함한 식품은
절대 야외에서 버리지 마세요!

2

신발에 묻은 흙은 반드시 털고
난 후에 나가 주세요.



3

가축이 있는 축사 등에는
접근하지 않도록 해 주세요.



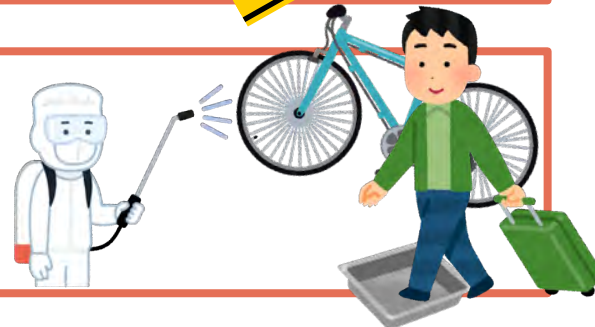
4

야생 멧돼지나 멧이나 울타리가
있는 곳에는
접근하지 않도록 해 주세요.



5

소독하는 곳에서는
지시에 따라 주세요.

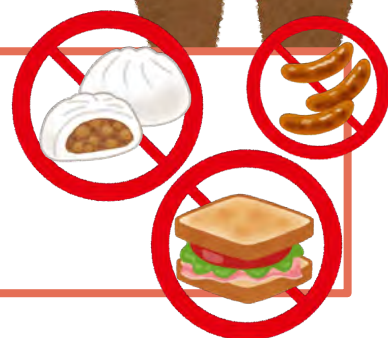


請配合非洲豬瘟的防疫工作



1

絕對不可在戶外丟棄
含肉類的食品！



2

請清除鞋子上的泥土再出門。



3

請勿靠近
飼養家畜的設施。



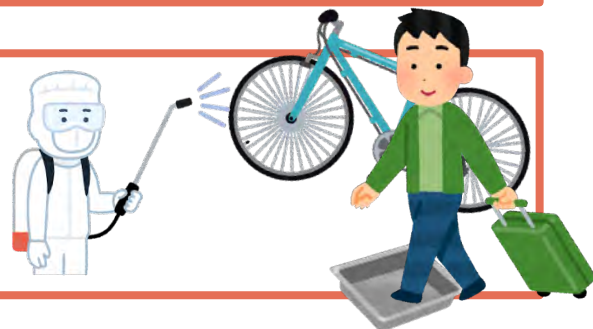
4

請勿靠近
野豬出沒或設有陷阱和柵欄的場所



5

在消毒據點
請遵循工作人員指示。





日本に来るあなたへ



にく はい くだもの やさい にほん も
肉の 入った たべもの・果物・野菜などは日本に持ってきてはいけません！



こくさいゆうびん おく かぞく ともだち つた
国際郵便でも送れません。家族や友達にも伝えてください。
 (国際郵便で届いた時は、動物検疫所か植物防疫所に連絡してください。)



- 牛・豚・鶏などがいる場所で使った服・靴は、日本に持ってこないでください。
- 日本に行く1週間前から、牛・豚・鶏などに触らないでください。
- 日本に来てから1週間は、牛・豚・鶏などに触らないでください。

にほん こく のうりんすいさんしょう
 日本国 農林水産省



どうぶつけんえき
 動物検疫



しよくぶつけんえき
 植物検疫



- 肉の入ったたべもの・果物・野菜などは、日本に持ってきてはいけなと、法律で決まっています。
- 日本に持ってきた時は、重い罰則（3年以下の拘禁刑・300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金など）を受けることがあります。
- 法律を守らないと、警察に連絡することがあります。逮捕された人もいます。日本に入れないこともあります。

일본에 오시는 여러분께 부탁



육제품이나 과일·야채 등은 일본으로 반입할 수 없습니다!



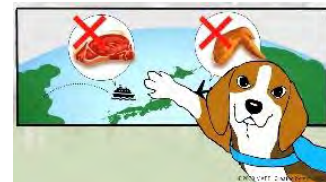
· 국제우편으로도 보낼 수 없습니다. 모국의 가족이나 지인에게도 육제품이나 과일·야채 등을 보내지 않도록 전해 주십시오.

(국제우편으로 검사를 받지 않은 육제품, 과일·야채 등을 받은 경우는 동물검역소 또는 식물방역소에 연락해 주십시오.)

- 해외에서 사용한 오염된 작업복, 작업화, 장화는 가져오지 마십시오.
- 일본으로 오기 전 1주일 간은, 가축을 만지지 마십시오. 또, 일본으로 와서 1주일 간도 가축을 만지지 마십시오.



- 해외에서 일본으로 육제품이나 과일·야채 등을 반입하는 것은 법률로 엄격히 제한되어 있습니다.
- 일본으로 육제품이나 과일·야채 등을 반입하면 3년 이하의 구금형 또는 300만엔(법인의 경우 5,000만엔)이하의 벌금 등 무거운 처벌의 대상이 됩니다.
- 악질적인 반입시도라고 판단될 경우 경찰에 통보하고 있습니다
- 불법 반입으로 체포된 사람도 있습니다.
- 반입할 수 없는 축산물을 가지고 있는 경우 입국이 거부되는 경우가 있습니다.



MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries



동물검역소

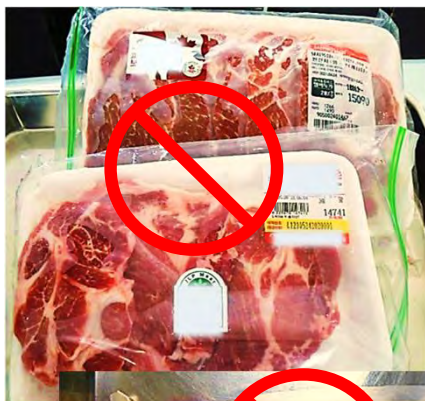


식물방역소



抵達日本的各位，關於入境的重要提示！

不能將任何肉製品、蔬菜或水果帶入日本。



- 也不可以通過國際快遞或郵件寄送此類物品。請告知您本國的親屬、朋友，不要使用小型包裹等從海外郵寄肉製品、水果、蔬菜等此類物品到日本。

（如果您通過國際郵件收到未經檢疫檢查的肉製品、水果、蔬菜等此類物品，請立即向附近的動物檢疫所或植物防疫所報告。）

- 請勿攜帶曾在海外使用過但未洗滌過的工作服、工作鞋、長筒工作靴等入境。
- 來日本前的一週之內以及到日本後的一週之內，請勿接觸家畜家禽。



- 根據日本的法律對帶入肉製品、水果、蔬菜等此類物品有嚴格的限制。
- 如果非法進口肉製品、水果、蔬菜等此類產品，將處以重罰。例如，最高三年的拘禁刑或最高三百萬日元的罰款（注：法人團體最高罰款金額為五千萬日元）
- 如果有隱瞞態度的行為，我們會報警。
- 以前有旅客在未經許可違法攜帶物品入境，曾被警察逮捕過。
- 如果您攜帶禁止進口的畜產品，您可能將被拒絕入境。

